［略］	六　学科教習に必要な教習の技能	

三　［略］

10　初心運転者講習は、次に定めるところにより行うものとする。

［一～四　略］

五　講習時間は、七時間（原付免許に係る初心運転者講習にあつては、四時間）とすること。

11　［略］

12　高齢者講習は、次に定めるところにより行うものとする。

一　［略］

二　次の表の第一欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げる講習方法により、あらかじめ講習計画を作成し、これに基づいて同表の第三欄に掲げる時間行うこと。ただし、同表の四の項第一欄に掲げる講習を受けようとする者が、小型特殊免許のみを受けている者であるときは、その者の講習は、同項第二欄第一号及び第三号に掲げる講習方法により、あらかじめ講習計画を作成し、これに基づいて一時間行うこと。

第一欄（区分）	第二欄（講習方法）	第三欄（時間）
一　高齢者講習（二から四までの項に掲げるものを除く。）	一　教本、自動車等、運転適性検査器材、視聴覚教材等必要な教材を用いて行うこと。 二　自動車等の運転について必要な適性に関する調査でコース又は道路における自動車等の運転をさせることにより行う検査及び運転適性検査器材を用いた検査（小型特殊免許のみを受けている者に対する講習にあつては、自動車等の運転について必要な適性に関する調査で運転適性検査器材を用いた検査。以下この表において同じ。）によるものに基づく指導を含むものであること。 ［号を削る。］	二時間（小型特殊免許のみを受けている者に対する講習にあつては、一時間）
二　法第九十七条の二第一項第三号イ又は第百一条の四第二項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行う高齢者講習であつて、当	一　教本、自動車等、運転適性検査器材、視聴覚教材等必要な教材を用いて行うこと。 二　自動車等の運転について必要な適性に関する調査でコース又は道路における自動車等の運転	二時間（小型特殊免許のみを受けている者に対する講習にあつては、一時間）

［同上］	六　学科教習に必要な教習の技能	

三　［同上］

10　［同上］

［一～四　同上］

五　講習時間は、普通免許、大型二輪免許又は普通二輪免許に係る初心運転者講習にあつては七時間、原付免許に係る初心運転者講習にあつては四時間とすること。

11　［同上］

12　［同上］

一　［同上］

二　次の表の第一欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げる講習方法により、あらかじめ講習計画を作成し、これに基づいて同表の第三欄に掲げる時間行うこと。

第一欄（区分）	第二欄（講習方法）	第三欄（時間）
一　高齢者講習（法第九十七条の二第一項第三号イ又は第百一条の四第二項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものを除く。）	一　教本、自動車等、運転適性検査器材、視聴覚教材等必要な教材を用いて行うこと。 二　自動車等の運転について必要な適性に関する調査でコース若しくは道路における自動車等の運転をさせることにより行う検査又は運転適性検査器材を用いた検査によるものに基づく指導を含むものであること。	三時間（小型特殊免許のみを受けている者に対する講習にあつては、一時間三十分）
二　法第九十七条の二第一項第三号イ又は第百一条の四第二項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行う高齢者講習	一　教本、自動車等、運転適性検査器材、視聴覚教材等必要な教材を用いて行うこと。 二　自動車等の運転について必要な適性に関する調査でコース若しくは道路における自動車等の運転	二時間三十分（小型特殊免許のみを受けている者に対する講習にあつては、一時間三十分）

三　小型特殊免許以外の第一種免許又は第二種免許を受けている者に対する講習にあつては、自動車等の運転について必要な知識に関する討議及び指導を含むものであること。